

平成29年9月  
警察庁

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則及び遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則の一部を改正する規則案」に対する意見の募集結果について

警察庁において、平成29年7月11日から同年8月9日までの間、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則及び遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則の一部を改正する規則案に対する意見の募集を行ったところ、14,838件の御意見をいただきました。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則及び遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則の一部を改正する規則が公布されるに当たり、頂いた御意見及びこれに対する警察庁の考え方を次のとおり公表いたします。

1 定めた命令等の題名

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則及び遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則の一部を改正する規則（平成29年国家公安委員会規則第9号）

2 命令等の案を公示した日

平成29年7月11日

3 頂いた御意見及び御意見に対する警察庁の考え方

頂いた御意見及び御意見に対する警察庁の考え方は、別紙1のとおりです。

頂いた御意見については、必要に応じ整理・要約した上で掲載しています（頂いた御意見については、整理・要約をしていないものを警察庁情報公開室において閲覧に供します。）。

なお、今回の改正の内容に対する御意見以外の御意見については、今後の参考とさせていただきます。

4 頂いた御意見を考慮した結果

頂いた御意見を踏まえ、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則及び遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則の一部を改正する規則案を別紙2のとおり修正することとしました。

5 頂いた御意見の総数及びその内訳

頂いた御意見の総数	14,838件
(内訳)	
パブリックコメント意見提出フォーム	11,448件
電子メール	186件
F A X	600件
郵 送	2,604件

「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則及び遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則の一部を改正する規則案」に対する御意見及びこれに対する警察庁の考え方について

## 1 改正全般及び出玉規制について

今回の改正全般に対しては、賛成の立場から

- 今回の改正により、昔ながらの健全な大衆娯楽となる。

といった御意見のほか、反対の立場から

- 今回の改正は、健全な遊技客の楽しみを奪うものだ。
- 規制内容が厳しく、客離れが進むことが予想される。ぱちんこ屋、遊技機製造業者等の経営が苦しくなるのではないか。雇用への悪影響も懸念される。
- 改正を必要とする確実な根拠に乏しい。

といった御意見がありました。

また、出玉規制に対しては、賛成の立場から

- 今回の規制により、出玉がマイルドになり、大勝することへの期待感からくる「頻繁に遊技をしたい」という気持ちを抑えられるので、出玉を抑えるというのは一定の効果があると思う。
- 出玉規制について、より厳しい内容とするべきだ。

といった御意見のほか、反対の立場から

- 出玉規制の強化は、根拠が不明確であり、依存防止対策として効果がないのではないか。
- 大当たり出玉規制は依存防止対策として効果がないのではないか。
- 出玉規制の内容が厳しすぎる。出玉率の下限についての規制を強化するだけで十分ではないか。一定の場合には、大当たりの出玉が維持できるようにしてほしい。
- 出玉規制の強化により、遊技としての魅力が損なわれる。
- 出玉規制の強化により、短時間で獲得できる遊技球等数が減少することから、結果として、遊技の長時間化を招くことが懸念される。依存防止対策としては逆効果ではないか。

といった御意見がありました。

今回の改正は、一定時間内で獲得できる遊技球等数の上限を引き下げることにより、客が支出した遊技料金に相当する遊技球等の獲得を目指すなどのため、過度な遊技を行うことを抑制するために行うものです。

ぱちんこ等への依存問題の実態を踏まえると、過度な遊技により、多額の遊技料金を支出している方の多くが、借金を抱えながらもぱちんこ遊技を続けているとみられます。このような方については、支出した遊技料金に相当する遊技球等獲得を目指すなどのため、過度な遊技を行っているものと考えられることから、今回の改正による出玉規制の強化には、一定の効果があるものと考えています。

また、今回の改正により、従来規制よりも短い時間における出玉率の下限規制を

追加したところであり、出玉率の上限規制の強化と合わせて、ぱちんこ等の遊技における遊技球等の増減の波がより穏やかになると考えられることから、ぱちんこの適度な射幸性を満たす遊技としての性格がより一層明確になるものと考えています。

警察としては、改正後の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和60年国家公安委員会規則第1号。以下「施行規則」という。）及び遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号。以下「遊技機規則」という。）に則った遊技機が普及すること等により、ぱちんこ等の遊技がより一層、健全な大衆娯楽となることを期待しております。

遊技時間の長時間化を懸念する御意見については、遊技時間は、遊技料金、遊技機の遊技性、客の生活実態等様々な要素に影響され得るものであると考えられますので、今回の改正による影響を一概に申し上げることは困難です。

他方、今回の改正により、ぱちんこ等の遊技における遊技球等の増減の波がより穏やかになると考えられますので、多額の借金をするなどして生活に支障を来すほどの遊技料金を支出する方の減少に資すると考えています。

出玉規制に対しては、上記の御意見のほか、

- 出玉規制の強化よりも、遊技料金の上限を4円から2円とするなどの引下げを検討するべきではないか。
- 出玉規制の強化よりも、1日に使用可能な遊技料金の総額を規制することを検討するべきではないか。
- ぱちんこ営業所の会員システム、マイナンバー等を利用した客の入場、使用可能な遊技料金、月の遊技回数等の管理を検討すべきではないか。
- 出玉規制の強化よりも、ギャンブル依存症に苦しむ当事者や家族への支援など、優先すべき対策がある。

といった御意見がありました。

ぱちんこの遊技料金は、遊技球1個につき、4円に消費税等を加えた額を超えない金額として定められており、上限に満たない遊技料金での営業が認められています。現に、規制の上限に満たない低料金での営業が相当程度行われていることから、ぱちんこの遊技料金の上限の引下げについて、現在のところ改正は予定しておりません。

また、今回の改正により、ぱちんこ遊技機については、1時間、4時間について、出玉率の下限の規制を新設しており、回胴式遊技機等についても同様の改正を行っていることから、客の時間当たりの支出額は減少するものと考えております。

更に、本年3月にギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議において決定された「ギャンブル等依存症対策の強化に関する論点整理」（以下「論点整理」という。）においては、ぱちんこ等への依存防止対策に関して、本人・家族申告によるアクセス制限の仕組みの拡充・普及が課題として掲げられています。これを踏まえ、ぱちんこ業界に

においては、自己申告プログラム<sup>\*1</sup>の拡充・普及のための取組が進められているところであり、警察としては、こうした取組が実効性のあるものとなるよう、引き続き、業界を指導していくこととしております。

ぱちんこ等への依存防止対策については、今回の改正により、出玉規制の強化だけでなく、依存問題に係る相談窓口の情報提供等の依存防止対策を営業所の管理者の業務として位置付けることとしているほか、論点整理に掲げられている、自己申告プログラムの拡充・普及、ぱちんこ等への依存問題の相談機関であるリカバリーサポート・ネットワークの相談体制の強化及び機能拡充等の課題に係る取組を推進することとしており、これらの取組が相まって、ぱちんこ等への依存防止対策が総合的に推進されるよう取り組んでまいります。

## 2 出玉情報等を容易に確認できる遊技機に係る規格の追加について

この項目に対しては、

- 新しく追加された規格により、遊技機が更に高額化するのではないか。
- アレンジボール遊技機とじやん球遊技機についても、出玉情報等を容易に確認できる遊技機に係る規格を追加してほしい。

といった御意見がありました。

遊技機の価格については、今回の改正による影響を一概に申し上げることは困難です。

なお、今回の改正は、「遊技球数表示装置」、「遊技メダル数表示装置」に係る規格を追加するものであり、遊技機への当該装置の設置を義務付けるものではないことから、業者等に負担を課すものではありません。

出玉情報等を容易に確認できる遊技機が開発されることは、遊技機の射幸性が過度に高まることの防止に資すると考えられることから、御意見を踏まえ、アレンジボール遊技機及びじやん球遊技機についても出玉情報等を容易に確認できる遊技機に係る規格を追加することとしました。

## 3 管理者の業務の追加について

この項目に対しては、

- ぱちんこの営業所に、依存防止に関する相談ができるカウンセラーを設置することを義務付けてほしい。
- ぱちんこの営業所において、客に対する声掛け、遊技実態に関する調査、依存問題に関する啓発活動を実施してほしい。
- 営業所において、客の遊技が過度なものとならないよう、客の遊技状況を把握しなければならないのであれば、管理者の業務負担が過大となるのではないか。

といった御意見がありました。

---

\*1 ぱちんこ営業所の顧客管理システムを活用して、客が1日の遊技使用上限金額を自ら申告し、設定値に達した場合、翌来店日にぱちんこ営業所の従業員が当該客に警告する仕組み

現在、ぱちんこ業界においては、ぱちんこ等への依存問題対応のためのガイドラインを策定し、営業所における従業員教育に活用するなど、ぱちんこ等への依存防止に資する各種の取組が進められています。

今回の改正により、現在、各営業所において自主的に行われているぱちんこ等への依存防止対策に資する取組が管理者の業務として位置付けられることとなることから、こうした取組が一層促進されるものと考えています。

なお、本業務については、例えば、管理者の統括管理の下で従業員にこれを行わせるなど、管理者に過大な負担とならない方法で実施することも可能です。

#### 4 ぱちんこ遊技機への「設定」の導入について

この項目に対しては、

- ぱちんこ遊技機の設定について、回胴式遊技機と同様に役物連続作動装置の作動確率以外の出玉率に係る各確率についても設定の対象としてほしい。
- アレンジボール遊技機とじゃん球遊技機についてもぱちんこ遊技機と同様に設定を導入してほしい。

といった御意見のほか、反対の立場から

- ぱちんこ遊技機に設定を導入した場合、遊技機により設定を示唆する演出がなされることが懸念されるなど、結果として、遊技機の射幸性が高まるのではないか。

といった御意見がありました。

ぱちんこ遊技機への設定の導入により、同一の型式に係る遊技機であっても、出玉規制の範囲内において遊技球の獲得性能を調整することが可能となりますが、出玉率が最大となる設定であっても、出玉規制の上限の範囲内でなければならないことから、仮に6種類の設定を有する遊技機であれば、他の5種類の設定は出玉規制の上限よりも一層低い出玉率となります。このため、射幸性は抑制されるものと考えています。

また、遊技機の性能が過度に複雑なものとならないよう、設定による調整の対象となる遊技機の性能は、大当たり抽選に係る確率のみとしているほか、確率の値についても一定の制約を課すこととしております。

なお、今回の改正では、従来の規制より短い時間においても、出玉の下限規制を追加したところであり、上限規制の強化と相まって、ぱちんこ遊技における、遊技球数の増減の波がより穏やかになると考えられることから、設定の状況にかかわらず、射幸性は抑制されるものと考えています。

設定の導入は、遊技機の性能を複雑化させかねないものであることから、導入に当たっては、市場での稼働実態を踏まえつつ、設定の対象とする性能についての慎重な判断が必要であると考えています。このため、営業所における稼働実績がぱちんこ遊技機、回胴式遊技機に比べて極めて少ないアレンジボール遊技機及びじゃん球遊技機について、現時点での改正は予定しておりません。

#### 5 経過措置について

この項目に対しては、

- 改正後の施行規則及び遊技機規則の規定に適合する遊技機への更新により多

大な費用負担が生じることが予想される。新基準に抵触する遊技機の撤去には、猶予期間を設けるなどの配慮をしてほしい。

- 射幸性の低い遊技機については、経過措置の対象外のものであっても、引き続き設置を認めてほしい。

といった御意見がありました。

改正後の施行規則又は遊技機規則に抵触する遊技機であっても、一定の要件に該当する遊技機については、附則で定める各起算日から3年間は、引き続き営業所への設置を認めることとしております。

改正規則の施行後は、営業所に設置されている遊技機のうち、経過措置の対象とならない遊技機であって、著しく射幸心をそそるおそれのあるものとして改正後の施行規則第8条で定める基準に該当する遊技機については、これを営業所に設置して営業することはできません。

警察としては、今後とも、ギャンブル等依存症に関する知見の集積に留意し、ぱちんこ等への依存防止対策がより有効なものとなるよう、検討を行ってまいります。

頂いた御意見を踏まえた修正箇所について

出玉情報等を容易に確認できる遊技機に係る規格について、頂いた御意見を踏まえ、アレンジボール遊技機及びじやん球遊技機についても同規格を追加することとし、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則別表第 2 (3) 回胴式遊技機に係る用語の意味に規定していた「遊技メダル数表示装置」の用語の意味を、以下のとおり、別表第 2 (1) ヨとして規定しました。

別表第 2 技術上の規格における用語の意味 (第 6 条関係)

(1) 複数の種類の遊技機に共通する事項に係る用語の意味

ヨ 「遊技メダル数表示装置」とは、遊技メダルの貸出若しくは入賞による獲得又は遊技メダルを遊技の用に供することを電磁的方法のみにより行う遊技機に備えられる装置であつて、遊技者が遊技の用に供することができる遊技メダルの総数を電磁的方法により記録し、表示することができるものをいう。

また、これと併せて、別表第 6 (1) リ及び別表第 7 (1) リに、遊技メダル数表示装置の性能に関する規格を規定することとしました。

これに伴い、別記様式第 4 号及び第 5 号について、所要の修正を行ったほか、別表第 2 (1) ヨに規定することとしていた「設定変更装置」の用語の意味については、別表第 2 (1) タに繰り下げて規定しました。